

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

A. 大阪府中小企業振興基本条例に関する要望と提言

要望提言項目 A-1 「中小企業の日」の取り組みについて

2019年6月に日本政府として決定された「中小企業の日(7月20日)」「中小企業魅力発信月間(7月)」について、その趣旨を踏まえて、大阪府としてさまざまな周知・啓発活動を進められていることについて改めて敬意を表すとともに感謝いたします。

また、2019年から、2021年、2022年、2023年、2024年と、コロナ禍の2020年を除き、大阪府(商工労働部)、大阪市(経済戦略局)のご理解をいただき、後援・共催団体として中小企業の日企画「おおさかわかそう」を実施できることについてたいへん感謝しているところです。

上記を踏まえて、「中小企業の日」については、引き続き、大阪府としての取組みを継続してください。

さらに、「大阪わかそう」実行委員会に大阪府職員が参画し、企画内容について討議していただくことについてご検討ください。

（回答）

- 「中小企業の日」及び「中小企業魅力発信月間」は、国において、中小企業・小規模事業者の存在意義や魅力等に関する正しい理解を醸成する機会を国民運動として提供していくため、中小企業等の魅力発信に関するイベントを官民で集中的に開催する期間とされています。
- 商工労働部においては、支援施策の紹介パンフレットやチラシ、電子メールを発信する際の署名欄を活用するなどして、中小企業の日や月間の意義の周知啓発に努めているところです。
- また、中小企業等の存在意義や魅力等に関する正しい理解を広く醸成することは、月間に限らず継続的な取組みが重要であるとの認識のもと、優れた技術力等を有する府内ものづくり企業を「匠企業」として冊子やウェブを活用して情報発信することや、府内の高校に対し出前授業や交流会等に中小企業等の紹介・派遣を行うなど、機会を捉え府内の優れた中小企業のPR等に取り組んでいるところです。
- 加えて、団体等が実施する事業目的・内容が大阪府の商工労働行政の施策に合致する場合等については、後援することとし、広報等の協力を行うとともに、実施事業において支援施策等のPRを実施しております。

- 今後とも、関係部局等と連携し、中小企業等の存在意義や魅力等に関する正しい理解の醸成に努めてまいります。
- 併せて、貴会が開催する「大阪わかそう」は、中小企業自らがその魅力を直接府民に発信する貴重な場と認識しています。「中小企業の日」にふさわしいイベントとして、引き続き連携して取り組んでいきたいと考えています。

(回答部局課名)

商工労働部 商工労働総務課

商工労働部 中小企業支援室 経営支援課

回 答

団体名（大阪府中小企業家同友会）

（要望項目）

A. 大阪府中小企業振興基本条例に関する要望と提言

要望提言項目 A-2 「中小企業担当副知事」の位置づけについて

これまで私たちは、商工労働部担当副知事は、商工労働部だけでなく、大阪府行政のすべての分野において中小企業振興の視点が貫かれるよう、部局横断的な役割が発揮できるような位置づけをしていただきたいと要望してきました。

2025年1月に実施された大阪府商工労働部と大阪同友会との懇談において、大阪府のあらゆる中小企業施策は、2010年6月に制定された「大阪府中小企業振興基本条例」に基づいて講じられていると承りました。

ぜひ同条例の趣旨を踏まえて、大阪府のすべての部局を横断する形で中小企業振興施策が貫かれるよう、商工労働部担当副知事の役割と権限を位置づけ、それを実効あるものとするため、具体的な仕組み(システム)とその運用について検討してください。

（回答）

- 本府では、商工労働部が中小企業振興基本条例に基づき、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進しています。
- 今後とも、府内部局をはじめ関係機関等との連携により府内企業の事業を後押しし、企業の成長、ひいては大阪産業の発展につなげてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 商工労働総務課

回 答

団体名（大阪府中小企業家同友会）

（要望項目）

A. 大阪府中小企業振興基本条例に関する要望と提言

要望提言項目 A-3 大阪府職員による中小企業訪問について

2025 年の大阪府への要望と提言において、大阪府の職員、とくに中小企業振興施策を担当する商工労働部の職員が中小企業を継続的に訪問し、実態調査を踏まえて中小企業施策の企画・立案・実施に生かしていくことができるよう、自己研鑽する制度・仕組みの創設を要望しました。

それに対して、2023 年度と 2024 年度は、中小企業支援室にて若手職員の企業訪問を実施し、今後の実施については、手法や効果等を勘案し実施を検討するとの回答をいただきました。

上記を踏まえ、大阪府職員による企業訪問調査を継続的に実施して中小企業振興施策の企画・立案・実施ができるよう企業訪問調査の制度化を要望します。また調査の成果と課題等について、その内容を公表していただければ中小企業振興に資するものと考え、大阪府中小企業家同友会として企業訪問調査の改善等に向けて協力させていただきます。

（回答）

- 中小企業者のニーズ等を把握し、施策に反映していくことは重要と考えており、事業の構築に当たっては、企業や団体等への訪問、電話やメール等でヒアリングを実施しています。
- また、大阪産業経済リサーチセンターを通じて中小企業への訪問等による調査も行っており、その調査結果については施策の立案や事業推進に必要なエビデンスとして提供し、報告会において調査結果の発表も行っています。
- 引き続き、各事業担当や大阪産業経済リサーチセンターを通じ、企業訪問等を行うことで、中小企業の実態把握に努めてまいります。
- また、中小企業支援室におきましては、貴会のご協力のもと、若手職員による企業訪問を昨年度に実施いたしました。参加者からは、「自身の業務に活かすことができた」「ヒアリングスキルの向上につながった」などの声が寄せられております。

○ 府職員にとって、企業の皆様から直接お話を伺う機会は非常に貴重であると認識しておりますので、今後実施するにあたっては、引き続き御協力のほどよろしくお願ひいたします。

(回答部局課名)

商工労働部 商工労働総務課

商工労働部 中小企業支援室 経営支援課

回 答

団体名（大阪府中小企業家同友会）

（要望項目）

B. 中小企業が活躍しやすい環境をつくるための要望と提言

要望提言項目B-1 経営者保証の見直しについて

「経営者保証ガイドライン」及び「経営者保証改革プログラム」により、経営者保証に依存しない融資が原則とされました。さらに2023年4月には「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正され、経営者保証が必要とされる場合の金融機関による説明責任がより明確になったことは、中小企業にとって大変ありがたいことです。

しかし、現実には金融機関の担当者レベルでこれら指針等が積極的に活用されていないケースや、金融機関が個人保証の解除を許可しても、信用保証協会が認めないケースもあり、経営者の不安が残る形になっています。

経営者保証無しの融資が金融機関や担当者等による差異なく行われるよう、各金融機関に助言してください。また、金融機関と信用保証協会で判断が異なることのないよう助言と調整を行ってください。

（回答）

- 国が策定した「経営者保証改革プログラム（令和4年12月）」に基づき、一定の要件を満たすことで信用保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする制度が創設され、府としても、国保証制度を活用して「開業・スタートアップ応援資金（無保証人対応）」「事業者選択型経営者保証非提供制度」を実施し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組みを促進してまいりました。
- 令和6年6月20日には、信用保証料の上乗せ部分の一部について、国の補助を受けることができる「事業者選択型経営者保証非提供促進資金」を創設し、国に対しては、中小企業の新たな取組への挑戦や円滑な事業承継を支援する観点から、利用者にとって、より一層の負担軽減が図られるよう、補助期間の延長を含めた制度拡充の検討について、継続して要望を行っています。
- また、保証協会・金融機関に対し、事業者の実情に応じた柔軟な対応が差異なく実施されるよう要請を行っており、引き続き、資金と経営支援両面から中小企業の活力アップに資することができるよう、必要な指導や助言を行ってまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 中小企業支援室 金融課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

B. 中小企業が活躍しやすい環境をつくるための要望と提言

要望提言項目B-2 新型コロナウィルスに伴うゼロゼロ融資の返済について

新型コロナに伴うゼロゼロ融資の返済が本格化する中、資金繰りに苦しむ中小企業が急増しています。今年2025年は資材費・外注費・人件費の高騰による収益悪化リスクが一層深刻化することが懸念されることに加えて、トランプ関税による輸出の停滞が大きく影響する恐れがあります。また、社会保険料納付の猶予を受けているため追加融資を受けられない企業がその猶予の終了に伴い資産を差し押さえされるケースも増加しつつあります。このような状況下において、単なる延命措置ではなく、真に経営再建に取り組む中小企業に対する、下記の実効性の高い支援が急務と考えます。

- (1) 自社の経営再建計画を策定し、具体的に実行している企業に対し、ゼロゼロ融資の借り換え支援や、返済条件変更を柔軟に認める制度を整備してください。
- (2) 再生意欲を有する企業が社会保険料納付を継続できるよう、借り換え融資等を通じて納付履行を後押しする枠組みを検討してください。
- (3) トランプ関税等の貿易リスク及びコスト高騰に対応できる資金支援メニューの柔軟な運用を図ってください。
- (4) 大阪府が創設する各種資金繰り支援制度について、金融機関・商工団体等と連携して、その周知活動を強化してください。
- (5) 借り換え支援、保証制度の柔軟運用、社会保険料納付支援の強化について、引き続き国へ要望してください。

（回答）

< (1)、(2)、(5) について >

- 府としては、これまで物価高騰やゼロゼロ融資からの借換え需要に対応してきた「新型コロナウィルス感染症等伴走支援型資金」が令和6年6月末で終了したことに伴い、令和6年7月1日にはその後継制度として「経営力強化資金」を創設し、金融機関等の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行等を行う事業者に対し、継続した資金繰り支援に努めています。
- また、「新型コロナウィルス感染症経営改善サポート資金」の後継制度として、令和7年4月1日より「経営改善サポート資金（再生支援強化型）」を創設し、信用保証協会や金融機関が参画する「経営サポート会議」で作成された計画等に基づき、事業再生に取組む事業者の資金繰りを継続して支援して

います。

- 併せて、国に対しては、「同経営改善サポート資金」の融資期間の延長要望を行うと共に、全国知事会を通じて、「中小企業の資金繰り支援に関し、借換や経営改善への取組に対する信用保証制度の継続・拡充、返済猶予を含む既往債務の条件変更に伴う追加保証料に対する支援制度の創設、経営改善や事業再生に対する支援の強化など、事業者の状況に応じた必要な対策を引き続き講じるよう」要望を行いました。

< (3)について>

- 府としては、米国関税措置等の影響を踏まえ、令和7年8月18日に既存の「経営安定サポート資金」内に融資要件を緩和した新メニュー「経営安定資金（米国関税措置等）」を創設したところであり、売上高だけではなく利益率が減少する事業者も対象とし、市町村長のセーフティネット認定を不要とするなど、事業者の実情に応じた資金繰り支援に努めています。

< (4)について>

- 各種資金繰り支援制度の周知については、府ホームページにおいて、制度融資メニューを紹介するとともに、金融機関や商工会議所等の関係機関窓口でのパンフレットの配架など、広く周知活動を行っています。

また、商工会議所が開催するセミナー等において、直接事業者に対し、制度融資の紹介を行っており、引き続き関係機関と連携して、積極的な周知に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 中小企業支援室 金融課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

B. 中小企業が活躍しやすい環境をつくるための要望と提言

要望提言項目B-3 法人事業税における外形標準課税の中小企業への適用拡大について

外形標準課税を中小企業まで適用拡大することについては、「公平性」「応能負担の原則」の視点から、絶対しないよう知事会等を通じて国に働きかけていただくことを要望してきました。令和6年度税制改正に基づき、適正・公平に賦課徴収を行うとともに、制度のあり方については引き続き国の動向を注視していく、との回答を得ました。

引き続き、外形標準課税の中小企業への適用拡大をしないよう、国への働きかけを行ってください。

（回答）

- 外形標準課税について、引き続き適正・公平な賦課徴収を行うとともに、その制度のあり方については国の動向を注視してまいります。

（回答部局課名）

財務部 税務局 税政課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

B. 中小企業が活躍しやすい環境をつくるための要望と提言

要望提言項目B-4 外国人労働者への国民年金等脱退一時金制度について

日本を離れる外国人労働者には国民年金・厚生年金脱退一時金として実質返還される制度がありますが、支給上限期間が5年(60月)に制限されているため、5年での離職・帰国が多く発生しています。年金受給のための最低加入期間10年との空白期間が無いよう、上限期間の引き上げが望まれます。同時に、本人と同額の保険料を負担している事業所側にも脱退一時金が支給されるべきと考えます。このような脱退一時金制度の問題について、大阪府でも実態を把握し、国に改善を要望してください。

（回答）

- 大阪府では、令和4年度より、大阪出入国在留管理局をはじめとした国機関、自治体、経済団体等と「OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会」を立ち上げ、オール大阪で外国人材の受入促進・共生推進に取り組んでいるところです。
- 引き続き、この体制のもと、必要な情報共有と対応を図り、外国人材の受入促進・共生推進のための取組を進めています。

（回答部局課名）

政策企画部 企画室 推進課
商工労働部 商工労働総務課
府民文化部 都市魅力創造局 国際課

回 答

団体名（大阪府中小企業家同友会）

（要望項目）

B. 中小企業が働きやすい環境をつくるための要望と提言

要望提言項目B-5 中小M&Aガイドラインの周知について

大阪府による「経営資源移転円滑化支援事業」や、大阪商工会議所での「大阪府事業承継・引継ぎ支援センター」等においては、中小企業の第三者承継に関するご支援をいただき、また「中小M&Aガイドライン」に基づきトラブル防止に取り組んでいただいている。しかし、これら支援事業やガイドラインを知らずに悪質な仲介業者に依頼してトラブルになるケースが依然として存在します。

被害を受ける中小企業がこれ以上出ないよう、各所相談窓口の増設、特に金融機関による相談体制の構築を大阪府から働きかけてください。

（回答）

- M&A を検討する中小企業の相談については、M&A アドバイザーを擁し、国が設置する公的相談窓口である「大阪府事業承継・引継ぎ支援センター」が対応しており、仲介業者には、M&A 支援機関の登録を受けている者を選定するよう注意喚起しているところです。
- 府では、中小企業から商工会・商工会議所等へ M&A に関する相談があった場合には、同センターをセカンドオピニオンとして活用するよう案内するなど、様々な支援機関と連携し、中小企業が安全で円滑な M&A を進めることができるように取り組んでいるところです。
- また、同センターが主体となって運営している事業承継ネットワーク会議を通じ、構成する金融機関等に対して、中小 M&A ガイドラインに基づくトラブル防止などの周知を図っているところです。

（回答部局課名）

商工労働部 中小企業支援室 経営支援課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

B. 中小企業が活躍しやすい環境をつくるための要望と提言

要望提言項目B-6 エネルギー料金の値上げについて

電力・ガス料金などエネルギー価格の高騰は、多くの中小企業の経営だけでなく、府民生活に厳しい困難をもたらしています。私たちは過去の要望提言において、関西電力、大阪ガス等事業者に値上げしないよう、大阪府として申し入れることを要望してきました。

この点に関して、平成 27 年の再値上げの際、大阪府、大阪市、関西広域連合から関西電力に申し入れを行った、との報告をいたただきました。同時に、政府に対して、効果的な施策の推進を、との要望に対して、大阪府から、中小企業者の脱炭素経営への転換が促進されるよう、補助金等の継続的な支援を国に要望、との報告がありました。

最近のエネルギー価格の高騰は、異常気象等による地球の温暖化と寒冷化の進行も相まって、府民生活を直撃しています。電力・ガス料金などエネルギー価格の高騰から中小企業経営と府民生活を守ための緊急施策が必要との認識から、大阪府として取りうる施策のを実施してください。

同時に、エネルギー価格低減のための施策実施を国に対して引き続き働きかけてください。

（回答）※傍線部について回答

- 中小事業者の省エネ・再エネ設備の導入支援については、エネルギー料金の削減にも寄与するものであり、府では、令和5年度から「中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援事業」を実施しています。また、令和6年度から、高効率空調機の導入に対して補助を行う「中小事業者高効率空調機導入支援事業」を実施しています。
- また、エネルギー価格高騰の厳しい環境の中、省エネ・省 CO₂ に取り組むことで、中小事業者の脱炭素経営への転換が促進されるよう、省エネ設備の導入に対する補助金等の継続的な支援について、国に要望しています。

（回答部局課名）

環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

B. 中小企業が働きやすい環境をつくるための要望と提言

要望提言項目B-7 中小企業における人権デュー・ディリジェンスについて

現在、国連「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）」の採択以降、日本政府も「行動計画（NAP）」を策定し、企業に対し人権尊重の取組を求めていきます。

大企業では、調達先に対しても「人権デュー・ディリジェンス（人権DD）」の対応を求める動きが広がっており、取引構造上、大企業と連携する中小企業も対応を迫られています。

しかし、99名以下の中小企業の約90%が「人権DD」について理解が不十分であり、実施率も1割未満に留まっています。このままでは中小企業がサプライチェーンから排除されるリスクが高まり、地域経済全体にも影響を及ぼしかねません。

そこで以下の施策を要望いたします。

（1）啓発活動の強化

府内市町村や専門団体と連携し、「ビジネスと人権」に関する中小企業向けセミナーを広く開催してください。

（2）環境整備とインセンティブ付与

ビジネスと人権宣言登録制度の創設や、外部専門家の活用支援、府独自の企業認定制度、相談窓口の設置など、中小企業が継続的に取り組みやすい制度設計を検討してください。

（3）人材確保と企業価値向上への活用

府内中小企業のビジネスと人権への取組を「ええ会社」として高校・大学等へPRし、若者の雇用促進と流出防止を図ってください。また、認定制度によって大企業とのマッチングを促進し、持続可能な経営基盤の構築を支援してください。

以上、大阪府が人権と経済を両立する先進自治体としてリーダーシップを発揮されることを強く期待し、要望します。

（回答）

<（1）について>

大阪府としては、企業が人権尊重の責任を果たすことは非常に重要であると認識しており、毎年度、国の委託事業を活用し、中小企業に対し、「ビジネスと人権」に関する外国人労働者を含む労働者の権利の保護・尊重に資する研修や公正な採用選考の実現を支援するため、公正採用選考人権啓発推進員を対象とした研修を専門家を招聘し実施するなど、人権尊重の取組を支援してきたとこ

ろです。

引き続き、中小企業における人権尊重の取組を支援してまいります。

< (2)、(3) について>

人権に関する取組は、国や自治体、民間の企業が積極的に進めていくものと考えております。

大阪府は、人権施策を効果的に推進していくため、企業や NPO などの諸団体の活動とより一層連携を深め、協働関係の構築を図っているところです。

国においては、国内の中小企業における「ビジネスと人権」への取組に対する支援として、「ビジネスと人権」のポータルサイトによる中小企業への情報提供や中小企業を対象としたセミナーの実施などを行っているところです。

引き続き、国や他の自治体も含め動向把握に努めるとともに「大阪府人権施策推進基本方針」に基づき、取り組んでまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 商工労働総務課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

B. 中小企業が働きやすい環境をつくるための要望と提言

要望提言項目B-8 消費税負担の軽減について

現在の消費税制度は、中小企業にとって非常に大きな負担となっており、その見直しを求める声が多く上がっています。消費税は預かった金額を納税する制度ですが、取引上の立場が弱い中小企業においては、自社の利益を削って税を納める場合もあり、赤字であっても納税義務が生じる現行制度は、経営の継続を困難にする要因ともなっています。

また、中間納付制度により、年3回や毎月といった高頻度での納付が求められる場合、資金繰りに大きな影響を及ぼしています。資金繰りに余裕がなくやむを得ず納税の猶予を申請した場合は、原則として延滞税が発生し、中小企業にとってはさらなる負担となっております。こうした制度についても、より柔軟な運用や延滞税の軽減が求められます。

こうした中小企業の実情をご理解いただき、国に対して減税や制度改正等の働きかけを行ってください。

（回答）

- 消費税のあり方につきましては、国の税制度全体の中で議論されるべきものと考えています。

（回答部局課名）

商工労働部 商工労働総務課

回 答

団体名（大阪府中小企業家同友会）

（要望項目）

B. 中小企業が働きやすい環境をつくるための要望と提言

要望提言項目B-9 社会保険料の負担軽減について

最低賃金の引き上げは、国民の購買力を高め、地域経済の活性化にもつながる重要な課題です。私たち中小企業も、材料費やエネルギー価格の高騰といった厳しい経済環境の中で、企業努力を重ねながら引き上げに対応してきました。しかし、そのような努力によって名目賃金を上げても、社会保険料の負担増により従業員の実質賃金が減少し、結果として経済の活性化にはつながりにくい状況となっています。さらに、事業所側にも負担が増大し、中小企業経営をより一層困難なものにしています。

新規雇用や給与の引き上げを行う事業所に対しては、社会保険料負担の助成や減免制度の創設、事業所・個人いずれの負担においても一部免除制度の導入を、大阪府から国に対して要望してください。

また、社会保険料の算定に通勤費を含める現在の制度は、長距離通勤の従業員ほど手取り額が減るという不合理を生んで同一労働同一賃金の理念にも反しています。これについても、見直しを国に求めてください。

（回答）

- 大阪府においては、企業の稼ぐ力を向上させるための支援に取り組んでおり、今年6月には、最重点要望として、非正規雇用者を含めた全ての労働者の持続的な賃金引上げの実現のため、中小企業等の稼ぐ力の向上に資する支援の強化を国に要望しています。
- 社会保険制度については、現在、国の社会保障審議会において議論されているところであり、今後必要に応じて、国への要望を検討してまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

回 答

団体名（大阪府中小企業家同友会）

（要望項目）

B. 中小企業が働きやすい環境をつくるための要望と提言

要望提言項目B-10 「収入の壁」問題の改善について

いわゆる「収入の壁」については国会でも議論されているところですが、現行制度では、年収が130万円を超えると、一定の要件を満たす場合を除き、配偶者の扶養から外れ、自らが社会保険に加入する必要が生じるため、結果として手取り収入が減少し、それを避けるためパート従業員等の就労時間の抑制につながっています。このような状況が続ければ、人手不足が深刻化する中小企業の経営に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

つきましては、大阪府として「収入の壁」問題の解消に向けて、収入基準の見直し、たとえば現行の130万円から230万円程度への引き上げなどを含め、国に対して制度の見直しを要望してください。

（回答）

○ 「年収の壁」については、現在、国の社会保障審議会において議論されているところであり、今後必要に応じて、国への要望を検討してまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

B. 中小企業が働きやすい環境をつくるための要望と提言

要望提言項目B－11　紙の手形廃止に伴い予想される資金繰り悪化への対策について

2021年6月18日に日本政府が公表した「成長戦略実行計画」では、「5年後の約束手形の利用廃止に向けた取組を推進する」と明記されており、政府は2026年度末を目指して廃止を予定しています。しかし、以後も紙の手形・小切手の利用には罰則が設けられていないため、立場の弱い中小企業、特に製造業、建築業等においては支払期日が厳格化される一方入金が遅れることが予想され、資金繰りの悪化を招くおそれがあります。

この動きに先行して、下請代金支払遅延等防止法に基づき、手形サイト・支払サイトの短縮（最大60日）が求められてきましたが、実態としては十分に進んでいません。このままでは、法に従った企業ほど資金繰りが悪化するという不均衡が生じかねません。

下請法のさらなる周知と、公正取引委員会による実態調査と指導の徹底、手形廃止に伴う資金繰り悪化に備えたセーフティーネットの設置等を、国に要望するとともに大阪府独自の対策も実施してください

（回答）

○ 下請法の周知については、11月開催の下請取引適正化講習会において、令和8年1月施行の「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（通称：取適法）」の概要も盛り込んで解説を行っているほか、周知チラシの作成・配架や、ホームページ・メルマガ等での情報発信を行うとともに、国に対して、一層の周知啓発を要望しています。

また、公正取引委員会による実態調査と指導の徹底については、下請取引の監督は国の権限に属するものであることから、国に対して、立入調査等による下請取引の監督強化を要望しています。

○ また、資金繰り支援としては、手形廃止に伴う資金繰り悪化が懸念されることから、令和7年4月1日より府制度融資の「小規模企業サポート資金」を短期資金としても利用可能とする制度拡充を行ったところであり、国に対しては、全国知事会を通じて「中小企業の資金繰り支援に関し、事業者の状況に応じた必要な対策を引き続き講じるよう」要望しています。

（回答部局課名）

商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課

商工労働部 中小企業支援室 金融課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

B. 中小企業が働きやすい環境をつくるための要望と提言

要望提言項目B－12 補助金採択基準の賃上げ要件について

各種補助金や助成金の審査において、「賃上げを実施していること」が加点対象となっている場合がありますが、現行制度では「企業の賃金総額の増加」が加点の判断基準とされるため、個々の従業員に対して賃上げを行っていたとしても、定年退職等により年間の賃金総額が前年度を下回るケースが生じ、実質的に賃上げを行っていても評価されにくいという不公平が生じています。

補助金・助成金の審査で賃上げを指標とする場合は、個々の従業員に対する賃金の上昇率など、企業努力が正当に評価されるような基準を適用してください。

（回答）

- 現在、当部において実施している補助金や助成金等の要件に「賃上げ」を指標とするものはありません。

（回答部局課名）

商工労働部 商工労働総務課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

B. 中小企業が働きやすい環境をつくるための要望と提言

要望提言項目B-13 カスタマーハラスメント対策について

近年、顧客や取引先という立場の優位性を背景に、悪質な要求や理不尽なクレームを繰り返す「カスタマーハラスメント」が社会的な問題となっています。中小企業は特に、立場の弱さからこのような被害を受けやすく、社員の定着や採用の妨げとなるほか、事業運営全体にも大きな影響を及ぼしています。

一部の大企業では、カスタマーハラスメントに対して社内ガイドラインを整備したり、対応マニュアルを設けたりする動きが進んでいますが、中小企業ではノウハウの蓄積や体制整備が進んでおらず、十分な対策が取れていないのが現状です。

カスタマーハラスメントに悩む中小企業に対して情報提供を行うとともに、経営者や従業員が安心して相談できる窓口を設置してください。

（回答）

- 大阪府では、ハラスメント対策は重要であると認識しており、大阪府労働相談センターにおいて、昨年度より、企業におけるカスタマーハラスメント対策セミナーを実施しているほか、毎年度作成している「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」にカスタマーハラスメントに関する項目を追加し、関係機関に配布するとともにホームページに掲載し、ハラスメント防止に向け、広く啓発に努めているところです。
- また、当センターが行う様々な研修の機会を通じて、カスタマーハラスメントも含めた職場におけるハラスメント対策についてもわかりやすく説明するとともに、企業や労働者からの相談にも応じているところです。
- さらに、中小企業等のカスタマーハラスメント対策を促進するため、商工会・商工会議所や金融機関等の支援機関を通じた効果的な働きかけを強化する、支援機関向けポイント集等を整備・提供し、講習会の実施により支援ノウハウを定着させ、支援力の向上を図っているところです。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

商工労働部 中小企業支援室 経営支援課

回 答

団体名（大阪府中小企業家同友会）

（要望項目）

B. 中小企業が働きやすい環境をつくるための要望と提言

要望提言項目B-14 介護離職を防ぐ支援策について

出産や育児に対しては一定の支援制度が整備されていますが、今後確実に増加が見込まれる「家族の介護」や「看護」への支援は、現状では十分とはいえない。すでに介護離職による人員減少は企業に深刻な影響を与えており、働く世代が安心して介護と仕事を両立できる環境の整備が急務です。

介護休業中の給付水準や取得期間の拡充についての法整備を国に対して要望してください。また大阪府では相談体制の強化などを含め、介護離職を防ぐ支援策を検討してください。

（回答）

- 大阪府では、今年7月に、企業における介護休業の取得を促進するために、助成金の拡充及び企業への更なる啓発を国に要望しています。
- また、ビジネスケアラー等の支援に関する施策を推進するため、福祉部高齢介護室が事務局となり、庁内関係課で構成する「ケアラー支援関係会議」を設置し、支援の方向性の検討や課題認識の共有等を行っています。
- さらに、大阪府労働相談センターにおいて、育児や介護等と仕事の両立を目的に、啓発冊子の作成・配布や、両立に向けたセミナーの開催による普及啓発を行うとともに、労働者及び使用者双方から「育児・介護休業制度」等に関する労働相談に応じています。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

C. 中小企業と大阪の未来を担う若い世代を育てる社会づくりの要望と提言

要望提言項目C-1 「小学一年生の壁」問題について

保育園は早ければ7時から園児を受け入れていますが、小学校の多くは8時以降の開門になるので、子供が小学校へ進学すると親はそれまでよりも出社を遅くする、あるいは子供を家において出社せざるを得ません。このことを「小学一年生の壁」問題と称しています。そこで7時から小学校の校門を開放することが望まれますが、教員の負担を増やすことは避けなければなりません。

そのため、豊中市で既に実施されているように、体育館、図書室等で授業開始まで過ごせる空間の確保を行うなど、地域によるサポートの制度を大阪府全域に導入してください。

（回答）

○ 朝の子どもの居場所づくりについては、子ども家庭庁と文部科学省の連名で発出された「放課後児童対策パッケージ2025」において、「NPO等と連携した子どもの居場所づくり支援（モデル事業）」等の活用も可能と示されています。このため、市町村放課後児童健全育成事業担当者会議等や、市町村の居場所づくり担当課に対しても同事業について周知しております。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

C. 中小企業と大阪の未来を担う若い世代を育てる社会づくりの要望と提言

要望提言項目C-1 「小学一年生の壁」問題について

保育園は早ければ7時から園児を受け入れていますが、小学校の多くは8時以降の開門になるので、子供が小学校へ進学すると親はそれまでよりも出社を遅くする、あるいは子供を家において出社せざるを得ません。このことを「小学一年生の壁」問題と称しています。そこで7時から小学校の校門を開放することが望まれますが、教員の負担を増やすことは避けなければなりません。

そのため、豊中市で既に実施されているように、体育館、図書室等で授業開始まで過ごせる空間の確保を行うなど、地域によるサポートの制度を大阪府全域に導入してください。

（回答）

- 大阪府では、国「地域と学校の連携・協働体制構築事業」等を活用し「教育コミュニティづくり推進事業」を実施しています。
- これは、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域住民等の参画による学習支援や、安全見守り等の学校支援、放課後等に子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動を行う機会の提供等に係る取組みを行う市町村を支援する事業です。
- 本事業の趣旨を踏まえ、市町村が授業開始前の時間帯に、地域住民等による児童の見守り等を実施する場合には、参画する地域住民への謝金等の経費は、前述の国及び府の事業の補助対象となります。
- 今後も、本事業について市町村への周知を図るとともに、取組みを進める市町村への支援等を通して、学校・家庭・地域の連携・協働を一層促進してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 地域教育振興課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

C. 中小企業と大阪の未来を担う若い世代を育てる社会づくりの要望と提言

要望提言項目C-2 「異次元の少子化対策」について

日本と同様少子化に悩むハンガリーでは「4人目を生んだ母親は所得税一生ゼロ」に代表される異次元の少子化対策を実施することによって、出生率が1.23（2011年）→ 1.59（2021年）と劇的に改善されています。将来高齢者を支える層を厚くするためには、現在子育てをする家庭にこのようなメッセージ性のある優遇措置を与えることが必要です。一方この施策による所得税の減収は、子供が増えた分だけ増加する生活費に含まれる消費税の増収により補うことができるので、財政負担は大きくありません。

このような柔軟な発想で、大阪府・市の住民税を免除するなど、インパクトのある制度の採用を検討してください。

（回答）

- 近畿ブロック知事会を通じ、「出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保するとともに、特定扶養控除の対象拡大・上乗せ額の増額など、多子世帯をはじめとする子育て家庭の負担を緩和するための具体的な措置を早急に講じること。」を国に対し要望しています。
- 府においても、少子化対策に取り組むとともに、引き続き、国に対し少子化対策の充実について、要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子ども家庭企画課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

C. 中小企業と大阪の未来を担う若い世代を育てる社会づくりの要望と提言

要望提言項目 C-5 雇用流動化の弊害について

近年、国の政策として労働移動の円滑化や多様な働き方の推進が進められていますが、地域の中小企業においては、人材の定着が難しくなるなど、現場との乖離が生じています。とりわけ、熟練や技能の蓄積が必要な業種では、長期的な雇用関係のもとで人を育てることが不可欠であり、短期間の雇用や頻繁な転職を前提とした労働環境では、安定した事業運営が困難です。また、採用・教育コストが増す一方で、十分に力を発揮する前に人材が流出するケースも少なくありません。大阪府におかれましては、こうした実情を踏まえ、中小企業が人材を確保・育成しやすい環境整備や、勤続年数に応じた雇用定着支援策の強化など、府独自の対策を講じてください。

（回答）

- 大阪府では、業界団体、行政機関、金融機関等を構成団体として大阪人材確保推進会議を設置し、雇用促進（人材の確保～定着）に関して、「誰もが働きやすい職場環境づくり」「就業意欲の向上とマッチング強化」「労働者の能力向上とキャリア形成支援」の3つの視点から構成団体が連携して取り組むこととしています。
- また、府立高等職業技術専門校等において、在職者や事業主を対象に、企業の人材育成に活用できるテクノ講座を開催しており、令和7年度からは受講機会の拡大や利便性向上のため、求職者訓練の定数内で受講できる「社会人訓練」や、校外での在職者訓練「出かけるテクノ講座」も開催しています。今後、ものづくり企業やそこで働いている在職者のニーズ調査などを踏まえ、在職者訓練の充実につながるよう取り組んでまいります。
- 加えて、「OSAKA しごとフィールド中小企業人材支援センター」において、「人材採用・定着」につながるような、労働環境の改善に関する相談に対応するなど、個々の企業の課題に応じた支援を実施しています。
- さらに、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内中小企業における人材の確保・定着につなげるため、奨学金返還支援制度導入促進事業を実施しています。

(回答部局課名)

商工労働部 商工労働総務課

商工労働部 雇用推進室 人材育成課

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

C. 中小企業と大阪の未来を担う若い世代を育てる社会づくりの要望と提言

要望提言項目 C-6 奨学金返済支援制度について

長年提言して参りました奨学生の代理返還を行う企業への補助金制度の創設に関して、「大阪府奨学生返済支援制度導入促進支援金」としての実現と、今年で三期目の制度継続の決定とそのご改良までご配慮いただき誠にありがとうございました。本制度は若者の府内定着促進と中小企業の人材確保に資する重要施策であります。一方で、代理返還費用が実質人件費増につながってしまう為、運用費用（いわゆるランニングコスト）の負担が大きいという事実もあります。

これらを踏まえて、より多くの企業が本制度を導入すること、そして、本制度の効果のさらなる向上を願って、以下を要望いたします。

- (1) 支援金の取得のみを目的とする企業を排除し、真に支援が必要な企業への重点支援を図るため、利用実態のモニタリング強化と、モニタリング結果を踏まえた改良を引き続き検討してください。
- (2) また、本制度について、損金算入といった企業側の税制メリット、および所得税非課税という奨学生社員側の税制メリットの積極的な周知を要望します。加えて、本制度そのものの広報の強化のため、ハローワークや商工団体などとも連携して広めてください。
- (3) また、中小企業振興が地域の活性化を促すという観点から、奨学生が本制度を導入した地元の企業に就職した場合、その学生や企業が更なる優遇措置を受けられるよう、施策検討を進めてください。
- (4) 加えて、よりよい制度となりますよう、京都府や兵庫県の先行事例も参考にしながら、大阪府独自の奨学生減免や給付型奨学生制度、ならびに実施企業に対する大阪府の施策の優遇措置等の新たな施策検討を進めてください。

（回答）

< (1) について >

- 奨学金返済支援制度の運用状況について、令和5年度及び令和6年度に支援金を支給した企業に対して、調査を実施し制度導入後の採用状況や制度の利用状況などを聞いています。また、令和7年度については、これまでに事業者が導入した制度の実態を踏まえ、支援月額と支援期間について、要件の見直しを実施しました。

< (2)について>

- 奨学金返還支援制度導入における企業側と従業員側の税制メリットについては、府ホームページにて周知しています。

本制度の広報については、引き続き、貴会に協力もいただいたながら、周知を行っていきます。

< (3)、(4)について>

- 制度導入の模範となるような取組を行っている企業については、好事例として集約し、「OSAKA しごとフィールド」に特集ページを作成して発信するとともに、高校生や大学生向けの就職支援セミナーにおいて、制度導入企業であることを示すロゴマークも活用して紹介しています。また、「OSAKA しごとフィールド」で実施する合同企業説明会へ優先的に出展いただき、制度導入企業であることをPRできる場を設けています。
- なお、奨学金の返還支援を持続可能なものとしていくためには、企業が継続的かつ自主的な取組として実施していただくことが重要であると考えています。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

C. 中小企業と大阪の未来を担う若い世代を育てる社会づくりの要望と提言

要望提言項目 C-8 スタートアップ等への新しい補助金制度について

スタートアップ企業（主に投資家からの資金調達で社会課題解決のためのアイデアを迅速に実現するため設立された企業）、ベンチャー企業（主に社内の余剰資金を使って新規事業開拓のためアイデアを実現する社内事業所又は内部発生的な企業）は、その過程で他のものつくり企業との協働によってアイデアの実現を試みます。

大阪府においては「ものつくり中小企業とスタートアップの協業促進事業」を実施するなど、スタートアップなどの事業者がイノベーティブな取り組みを創出し続けることができる仕組みつくりに取り組んで頂いております。これは大阪府の経済活性化を期待して行う事業と理解しております。

ところで、前記スタートアップ・ベンチャー企業は一人親方のような小規模なものからスタートすることが多く、中小企業庁の実施している補助額の大きな「ものつくり補助金」「新事業進出補助金」を受けることは難しく、受けることのできる補助金は、例えば、「小規模事業者持続化補助金」のように少額のものに限られています。

クラウドファンディングを実施するにしても、先ずは試作品（量産に比べ非常にコスト高）の作成、パッケージング、そのプロモーション動画の準備等、多くのハードルがあります。

大阪府の経済活性化のためには、技術革新を伴うアイデアで社会課題解決を行うスタートアップ・ベンチャー企業支援のための制度が必要であると考えます。試作・設備投資はもとより、その後のマーケティング調査、更には、その分野のマーケットの活性化（広告宣伝）のための支援を図る包括的なオールインワン補助金制度を創設してください。

（回答）

○ 大阪府では、新たな技術やサービスの社会実装を促進するため、令和7年度から「先端技術等に特化したスタートアップ育成支援事業（社会実装支援）」事業を開始しました。

本事業では、社会実装に必要となる、人材、場所等、多くのリソースを有する事業会社との協業による試作モデルの製作などを実現するための補助金の交付や、社会実装への伴走支援等を実施しております。

- また、こうした府独自の補助金事業に加えて、ディープテック分野のスタートアップに対し、個別の伴走支援を行っており、その活動を通じて、国や各種機関等が提供する補助金や助成金を獲得するための申請支援等を実施しています。
- 今後も、こうした取組みを通じて、社会課題の解決を行うスタートアップの資金獲得支援に努めてまいります。

(回答部局課名)
商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・スタートアップ支援課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

D. 持続可能な大阪をつくるための要望と提言

要望提言項目D-1 統合型リゾート構想（IR整備計画）について

IR（統合型リゾート構想）に関連する2025年の要望と提言では、諸項目について具体的な回答をいただき、ありがとうございました。

IR整備計画は、2025年の大阪・関西万博に継続するプロジェクトとして、多くの府民・市民、中小企業経営者は強い関心を持っています。同時に、先行する海外諸都市や日本国内他都市の事例を含めて、ギャンブル依存症に対する危惧や地域の疲弊などに対して深刻な懸念を有していることも事実です。「国民、地域とともに」の同友会理念を踏まえ、また、地域の中小企業振興の視点から、IR整備計画について府民等に対してわかりやすい説明の場が必要と考えます。

上記の視点を踏まえて、以下について要望します。

（1）IR整備計画（計画の概要、事業の進捗状況、整備効果、直面している課題と対策、地元中小企業に係るメリット等）について、適切な時期に中小企業者を含めた府民等への説明会の開催を検討してください。

（回答）

- IRの実現に向けては、府民の理解を深めていくことが重要であると認識しており、国への認定申請後も、府民全体を対象とする説明会やセミナーを開催してきました。
- また、大阪IR立地による経済効果を地元へ還元させるためには、地元企業等に対して、IRによる経済の活性化、ビジネス機会の増加が期待できることなど、IRについて理解を深めていただくことが重要であるため、地元企業向けのセミナーなどを実施してきたところです。
- 今後とも、情報発信内容の充実等を図りながら、より多くの府民・地元企業等の理解が深まるよう取り組んでいきます。

（回答部局課名）

IR推進局 企画課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

D. 持続可能な大阪をつくるための要望と提言

要望提言項目D-1 統合型リゾート構想（IR整備計画）について

IR（統合型リゾート構想）に関連する2025年の要望と提言では、諸項目について具体的な回答をいただき、ありがとうございました。

IR整備計画は、2025年の大阪・関西万博に継続するプロジェクトとして、多くの府民・市民、中小企業経営者は強い関心を持っています。同時に、先行する海外諸都市や日本国内他都市の事例を含めて、ギャンブル依存症に対する危惧や地域の疲弊などに対して深刻な懸念を有していることも事実です。「国民、地域とともに」の同友会理念を踏まえ、また、地域の中小企業振興の視点から、IR整備計画について府民等に対してわかりやすい説明の場が必要と考えます。

上記の視点を踏まえて、以下について要望します。

（2）先行する海外諸都市での事例について、文献調査、関係機関へのヒヤリング、先行事例に関する現地調査など実態調査等を実施し、その内容について公表してください。

（回答）

- IRで先行するシンガポールにおいては、2010年にマリーナ・ベイ・サンズとリゾート・ワールド・セントーサの2つのIRが開業しましたが、IR導入の議論をきっかけにギャンブル等依存症対策についても議論が重ねられ、対策の強化が図されました。
- 具体的には、依存症対策の拠点として国家依存症管理機構、通称 NAMS を2008年に設立し、24時間対応の相談業務や、広報啓発、専門治療など、IRの開業前から国を挙げて依存症対策に取り組まれてきました。
- こういった取組みの結果、シンガポールにおけるギャンブル等依存が疑われる者等の割合は、IR開業前の2005年に4.1%であったのに対し、IR開業4年後の2014年には、0.7%まで低減したという実績があります。（下図参照）

シンガポールにおける「ギャンブル等依存が疑われる者等」の割合の推移



※問題ギャンブル国家評議会(NCPG)の調査結果をもとに作成

(IR推進局HP掲載)

(回答部局課名)
IR推進局 企画課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

D. 持続可能な大阪をつくるための要望と提言

要望提言項目D-2 脱炭素化施策について

大阪府では、脱炭素化に向けた再生可能エネルギー推進のため、様々な施策を講じられていることに敬意を表します。それらの施策がより中小企業の有効活用につながるよう、以下の具体策を講じてください。

（1）「大阪府グリーン成長戦略」（仮称）を策定し、2030年、2050年の脱炭素目標を再設計した上で、脱炭素化施策に関する各部局の取り組みを横串でつなぐ横断的な仕組みを構築してください。

（2）各市町村と連携した脱炭素化支援策のPR窓口はありますが、実質的に相談できる窓口は、咲洲庁舎22階の「おおさかスマートエネルギーセンター」にしかありません。相談窓口は府下の北部、中部、南部など地域ごとに設置してください。

（3）中小企業に対する脱炭素技術の導入やCFP（カーボンフットプリント）算定支援等の対象範囲が限定的です。小規模事業所にも支援策を広げてください。

（4）市民・企業参加型の環境ムーブメントを創出するために、企業・自治体・市民が一体となって環境活動に取り組むイベントを開催してください。

（5）脱炭素経営に取り組む企業同士が連携し、成功事例が共有できるプラットフォームを構築してください。企業の脱炭素経営のノウハウを共有することで、持続可能なビジネスモデルを推進することができます。

（回答）

（1）大阪府では、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの将来像を見通しつつ、2030年度の削減目標の確実な達成をめざし、「あらゆる主体の意識改革・行動喚起」、「事業者における脱炭素化に向けた取組促進」、「CO₂排出の少ないエネルギーの利用促進」などに取り組むこととした「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を令和3年3月に策定し、脱炭素化に向けた取組を推進しています。

また、令和4年度には、おおさかカーボンニュートラル推進本部を設置し、事業者向けの脱炭素経営支援パッケージを構築するなど、全庁一丸で関連施策を強力に推進しています。

今後とも、全庁横断的な連携のもと、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

(2) 大阪市と共同で設置する「おおさかスマートエネルギーセンター」では、府民や事業者からの省エネや再エネに関する相談対応や、省エネ診断などの各種マッチング事業など、様々な取組を進めています。

省エネ・再エネに関する事業や補助金等の情報については、市町村や関係団体と連携し、幅広く発信を行うとともに、北部、中部、南部など地域でのセミナーの開催や講師派遣により、府内各地域において事業者からの相談対応を行っています。

今後も、脱炭素社会の実現に向け、市町村や関係団体と連携し、事業者における取組の支援に努めてまいります。

(3) 大阪府では、各種セミナーの開催など脱炭素技術に係る様々な普及啓発を行っているほか、「中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援事業」や「中小事業者高効率空調機導入支援事業」により、省エネ・再エネ設備の導入等に係る補助を行っており、これらは、個人事業主を含む小規模事業所についても対象としています。

また、CFP 算定については、セミナー、ワークショップを通じた情報発信や伴走支援等を実施しており、これらについても、企業規模は要件としておらず、小規模事業所も対象としています。

(4) 大阪府では、府民や企業・団体等参加型の清掃イベントを実施するほか、脱炭素化を促進する環境啓発イベントを企業や市町村と連携して実施するなど、府民一人ひとりの行動変容や環境に配慮した取組の普及啓発を図っています。引き続き、さまざまな主体との連携・協働により、イベントをはじめとした環境施策を実施し、環境活動を促進してまいります。

(5) 大阪府では、事業者の脱炭素経営の取組促進を図るため、セミナーでの登壇等を通じた中小企業による優良事例の紹介を実施しています。また、セミナーにおいては、登壇者と参加者の名刺交換の時間を設けており、今後も脱炭素経営に取り組む事業者の方同士が交流いただける機会の創出に努めてまいります。

(回答部局課名)

環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

D. 持続可能な大阪をつくるための要望と提言

要望提言項目D-7 民間送迎バスの共同利用による公共交通の維持について

大阪府南部では、2023年12月に金剛バスが廃止され、公共交通維持の課題が顕在化しました。現在、代替手段として4市町村によるコミュニティバスが運行されていますが、運転手不足、補助金不足、乗客減少といった構造的課題は依然として解決されておらず、長期的な運行継続には不透明感が残ります。

また、岬町や能勢町など、大阪府内の他地域でも、同様の問題が今後深刻化する可能性があります。

このような背景から、民間送迎バスの共同利用制度を導入し、既存資源を活かした公共交通機能の維持を図ることを目的に以下を要望いたします。

（1）民間送迎バスの活用促進

学校、企業、パチンコ店、温泉施設、病院などが運行する民間送迎バスを、地域住民が共同利用できるよう調整し、運行ルートや時間帯を適切に設定してください

（2）制度設計と法的対応

運賃徴収に必要な旅客運送事業許可を、自治体主導で申請・取得する体制を整備してください。また、既存バス事業者との競合を避ける配慮を行い、持続可能な運営モデルを構築してください。

（3）自治体と民間事業者の連携推進

これらの実現のために大阪府が制度設計を主導し、民間企業と協定を締結してください。また、民間企業にも参加メリットが生じるような運営支援や補助金制度を設計してください。

（回答）

○ 民間送迎バス等の地域の輸送資源を活用する共創の取組については、今年度より、モデル構築に向け、市町村や民間送迎バス等の関係者と調査検討を行っているところ。

○ 今後、本取組を通じて得られたノウハウを他の市町村に広く展開し、必要な助言を行うなど、共創に取り組む市町村を支援してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

E. 個別業界からの要望と提言

要望提言項目E-1 夜間未使用駐車スペースの活用によるトラック駐車問題の解決について（運送業界）

現在、大阪府下でも大型トラックの夜間駐車問題が深刻化しており、路側帯や一般道路への違法駐車の増加が、交通事故リスクの上昇や、アイドリング騒音問題を招いています。特に、2024年問題（トラック運転手の労働時間規制強化）によって、運転手には適切な休息が法令上求められる一方、十分な駐車スペースが確保されていないため、運転手自身も望まない違法駐車を余儀なくされる状況が生じています。

そこで、交通安全および運送業界の労働環境改善という観点から、大阪府内に存在する夜間未使用的グラウンドならびに駐車場を活用し、トラックの駐車スペース不足を緩和する、下記のような先行的な取り組みを要望します。

（1）活用の対象

学校、公共施設、イベント会場、スタジアム等に付属する夜間未使用的グラウンド及び駐車場を対象とする。

（2）施設管理者との連携

施設管理者と協定を締結し、深夜帯限定でのトラック駐車を許可する制度を整備する。また、施設の安全を確保するため、監視カメラ設置や警備体制強化に対する支援も併せて検討する。

（回答）

- トラック駐車問題については、需要を発生させる物流事業者側が自ら駐車場の確保することが原則であると認識しています。
- 府としては、引き続き駐車場施策に関する国の制度改革や他自治体の取組情報の提供を行うとともに、自動運転やＩＣＴの活用による物流の効率化の動向を注視しつつ、取り組みの必要性を検討してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

都市整備部 道路室 道路整備課

回 答

団体名（大阪府中小企業家同友会）

（要望項目）

E. 個別業界からの要望と提言

要望提言項目 E-2 ものづくり支援について（ものづくり業界）

現在ものづくり企業は、材料・エネルギー価格の高騰や人材確保の困難、後継者難など多くの問題を抱え、「ものづくり企業の衰退」に直面しています。大阪府中小企業振興基本条例の前文には、「大阪はこれまで、「商いのまち」、「ものづくりのまち」としてわが国の経済を支え、特色のある文化を生みだしてきた」と述べられているように、今なお地域経済や雇用の中核を担っています。私たち大阪同友会は、ものづくり中小企業が淘汰されていくような政策ではなく、ものづくりを社会全体で支える視点が必要であると考えています。

こうした現状に対し、大阪府におかれましては、「中小企業振興基本条例」に基づき、ものづくり企業の抱える問題をより具体的に把握し、経営基盤の強化、人材の確保・育成、研究開発や販路開拓の支援を一層推進していただきたく存じます。

また、ものづくり企業の多くは下請としての立場に置かれていることも、利益の確保を困難にしています。下請中小企業振興法の精神に則り、公正な取引関係の確保に向けた施策の実施を要望いたします。

（回答）

- 大阪府では、中小企業の振興に関して、中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、府内各部局等と連携しながら施策の企画立案を行っています。

ものづくり中小企業への支援については、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）において、産学官連携、知的財産の活用、ビジネスマッチングなど、ものづくり中小企業に対する総合的な支援を行っています。また、（地独）大阪産業技術研究所において、企業の技術開発や新製品開発等に対する技術相談や各種試験、共同研究等の多様な技術支援を行っております。

さらに、本年7月に開設した「MOBIO イノベーションセンター」では、大阪技術研の研究員が技術アドバイザーとして活動しており、技術的な相談への対応や、企業が抱える課題・ニーズに応じて大阪技術研の研究員等に的確に繋ぐなど、両機関の連携を強化したところです。

- また、公正な取引関係の確保について、（公財）大阪産業局と連携し、取引あっせんや商談会など様々なビジネスマッチング事業を展開し、新たな取引先の獲得に向けた支援を行うと共に、取引適正化に向けた啓発等に取り組んでいるところです。

- さらに、中小企業の取引上のトラブルの相談に対応するため、大阪産業局が運営する「下請かけこみ寺」に国が配置する相談員に加え、府独自に相談員を配置するなど、相談体制を強化しています。
引き続き、公正な取引関係の確保に取り組んでまいります。

(回答部局課名)
商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課

回 答

団体名（大阪府中小企業家同友会）

（要望項目）

E. 個別業界からの要望と提言

要望提言項目E-3 保育園給食食材費の補助について（保育・介護業界）

2024年7~8月頃より米の価格高騰及び入手困難な状況が続いており、同友会会員の運営する企業主導型保育園においても給食食材確保に多大な影響を受けています。0から2歳児は保護者から給食費の徴収はできず、国からの助成金についても運営費全体として算定されており、食材費の高騰に対応できる仕組みになっていません。

成長期の園児にとって米は外せない主食であり、安易にパンや麺類などへの変更もできません。園としても食材購入先を工夫するなど努力していますが限界があります。食材費の高騰により、本来進めるべき職員の昇給にも影響しています。

このような米価の高騰や入手困難な状況が早急に改善されるような施策を講じてください。また保育園の給食米確保に支障の出ないよう、大阪府による補助制度を検討してください。また、国に対しても同様の要望を行ってください。

（回答）

- 企業主導型保育事業は、一定の基準を満たした認可外の事業所内保育所について、国が認可施設並みの運営費助成を行うものです。
- 0歳から2歳児の給食費については、認可施設においても公定価格に含まれており、保育料として保護者が負担しています。
- 府としては、保育料も含めた公定価格のあり方や水準は、国において、検討・実施すべきものであり、企業主導型保育事業の運営費助成についても同様と考えます。
- 物価高騰を踏まえた予算確保については、引き続き国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

E. 個別業界からの要望と提言

要望提言項目E-4 保育・介護事業所の人材確保について（保育・介護業界）

介護事業所では、人材の確保が困難であり、利用ニーズがあるにもかかわらず、サービス提供が追いつかない状況が続いています。同様の傾向は保育園でも見られ、保育士・介護士といった扱い手が増えないなか、やむなく新規利用者の受入れを停止している事業所も少なくありません。

保育・介護事業所の人員不足による運営への影響について把握してください。また、安定した運営を継続していくよう、人材確保に向けた支援を強化してください。

（回答）

- 介護事業所における雇用管理や介護労働の実態及び介護労働者の雇用の実態や就業意識等については、公益財団法人介護労働安定センターで実施している「介護労働実態調査」や、厚生労働省で実施している「介護サービス施設・事業所調査」により把握しているところです。
- 引き続き、「大阪府介護・福祉人材確保戦略2023」に基づき、地域医療介護総合確保基金を活用した各種事業を実施し、人材の確保と資質の向上に取り組んでいきます。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課
福祉部 高齢介護室 介護事業者課

回 答

団体名（ 大阪府中小企業家同友会 ）

（要望項目）

E. 個別業界からの要望と提言

要望提言項目E-4 保育・介護事業所の人材確保について（保育・介護業界）

介護事業所では、人材の確保が困難であり、利用ニーズがあるにもかかわらず、サービス提供が追いつかない状況が続いています。同様の傾向は保育園でも見られ、保育士・介護士といった扱い手が増えないなか、やむなく新規利用者の受入れを停止している事業所も少なくありません。

保育・介護事業所の人員不足による運営への影響について把握してください。また、安定した運営を継続していくよう、人材確保に向けた支援を強化してください。

（回答）

- 府が、令和5年度に実施した「大阪府子ども計画策定のための実態調査」において、採用を予定していた人数まで確保できなかった施設があることを認識しました。
- このため、府として、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の就職支援、「保育士修学資金貸付等事業」による保育士資格の新規取得等の支援及び地域限定保育士試験による多様な人材参入の促進に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課